

委託業務処理要領

委託契約書及び航空法第22条、第24条及び第26条並びに同施行規則第53条及び第56条に基づく自家用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦練習にの委託に係る業務の処理要領は、次のとおりとし、その実施に当たっては航空法施行規則別表2に規定する内容に従い行うこと。

記

1 契約名

自家用操縦士（回転翼航空機）技能証明取得操縦練習業務委託契約

2 取得する資格等

- (1) 自家用操縦士回転翼航空機陸上単発ピストン機技能証明
- (2) 航空特殊無線技士

3 練習生

- (1) 北海道警察官 1人（操縦練習許可書取得済み）
- (2) 航空経歴なし

4 契約期間

- (1) 契約締結日の翌日から令和7年3月31日までの間とする。
- (2) 操縦練習実施日は、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くが、受講生の進捗状況により、委託者が必要と認める場合には実施日とすることができる。

5 業務履行場所

受託者の訓練施設に入所して操縦練習を実施する。

但し、業務履行場所は、日本国内とする。

6 業務内容

(1) 学科教育

座学教育時間は、技能証明取得に必要な航空法施行規則第46条及び第46条の2別表第三に定める内容以上の座学時間とし、次の項目を含むこと。

ア 自家用操縦士（回転翼航空機）航空従事者技能証明学科試験科目（航空法規、航空工学、航空気象、空中航法、航空通信）

イ 最新の操縦士実地試験実施細則「自家用操縦士（1人で操縦できる回転翼航空機）」（以下「細則」という。）の口述試験及び実技試験に必要な知識

ウ 航空特殊無線技士学科試験科目（無線工学、無線法規、電波通信術）

(2) 操縦練習

操縦練習は、すべて回転翼航空機による操縦練習とし、技能証明取得に必要な航空法施行規則43条別表二に定める飛行経歴以上の飛行練習を満たすもので、次の項目を含むこと。

ア 細則の実技試験に必要な項目

(7) 飛行前作業

(イ) 地表付近における操作

(ロ) 空港等及び場周経路における運航

(エ) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止（T A級離陸及びT A級着陸は除く。）

(オ) 基本的な計器による飛行

(カ) 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行

(キ) 野外飛行

(ク) 飛行全般にわたる通常時の操作

イ 補備訓練として必要な項目

実地試験に不合格となった場合には必要な補備飛行練習を行い、実地試験を再受験させること。

ウ 操縦教員

(7) 操縦教育証明を有する十分な知識及び技能を有する者を選定すること。

(イ) 専従操縦教員を指定し、一貫して実地試験受験まで対応すること。

(3) その他資格取得に有効な教育訓練

7 教材

受託者が、本業務に必要と認める教材を用意し、練習生に配布すること。

また、練習生が必要とする資料については、カラーコピーを含め、これに応えること。

8 費用の負担

操縦練習業務の処理に要する以下の費用は、受託者の負担とする。

(1) 学科教育費及び受験手数料

(2) 航空特殊無線技士取得費用

(3) 操縦練習費及び実地試験受験手数料

(4) 教材費（最新の学科試験スタディガイド、AIM-JAPAN、航空機乗組員飛行日誌、航法計算盤（TANC-3改、プロッター、航空図等を含む。））

(5) 滞在費（光熱費を含む。但し、食費は除く。）

(6) 交通費

ア 滞在地と訓練場所間の往復

イ 学科試験会場への交通費（滞在地からの当日移動が困難場合は宿泊費を含む）

ウ 航空特殊無線技士資格取得会場への交通費（滞在地からの通いが困難な場合は宿泊費を含む）

(7) 保険料

契約期間中における機体、搭乗者及び第三者賠償に係る保険

(8) その他国土交通省への各種調整及び手続きなど、本業務に必要な経費のすべて

9 報告等

受託者は、次のとおり委託者に提出するものとする。

(1) 練習計画書 1部（本契約締結後14日以内）

(2) 月間練習結果 1部（翌月15日まで。ただし、令和7年3月練習分については、令和7年3月31日まで）

(3) 実績報告書（別記第14号様式） 1部

10 業務の完了

受託者は、練習生1人が自家用操縦士実地試験に合格又は再受験したことをもって業務完了とし、速やかに実績報告書を提出すること。

11 その他

(1) 宿泊地は、練習に支障とならない良好な環境であること。

(2) 航空法等の改正又は、国土交通省航空局の指導等に変更があった場合は、その都度適正に対処すること。

(3) 練習生の滞在、通学、国土交通大臣に対する申請、その他各種手続きの代行等は、受託者が行うこと。

(4) 天候不順又は航空局の日程等により練習計画に変更が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、承認を得ること。

(5) 再試験に伴う試験手数料及び滞在費等は、受託者が負担すること。

(6) 学科及び実地の教育に関しては反復練習を行い、練習生の質疑に対応するなど誠意を持って行うこと。

また、練習生の体調に留意し無理が生じないよう練習計画の策定及び練習を行うこと。

(7) 操縦練習に使用する機材は、有効な耐空証明を受け、確実な点検整備を行うこと。

(8) 本業務処理要領の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。